



広大なハウスで実をつけるイチゴ



山元いちご農園が生産しているイチゴワイン



売店ではイチゴはもちろん、六次化製品が並ぶ



自社工場を持つパウムクーヘン。イチゴ味もある



ハウスの掃除や管理だけでもたくさんの人手が必要だ

Vol. 005

山元いちご農園株式会社 (山元町)

山元町のイチゴ農家は、東日本大震災で壊滅的な被害を受けました。離農者も出るなか、いち早く復興ののろしを上げたのが、山元いちご農園です。代表の岩佐さんは、復興後の計画を立てる際、当初から障がい者を雇用したいという気持ちを持っていました。その後10年近くが過ぎ、ようやく実現したB型事業所の設立。「想いがないと大変ですよ」と笑う岩佐さんの、熱い想いを聞きました。

農業と、福祉と、地域と。

PROFILE

岩佐 隆(いわさ・たかし)
山元いちご農園株式会社 代表取締役
1955年、宮城県山元町生まれ。宮城県農業高等学校卒業後、就農。39歳で山元町議会議員に当選し、2007年には議長を務める。山元いちご農園株式会社は、2011年に地元の農家4軒とともに立ち上げた。



イチゴと地域を軸に事業を拡大

宮城県沿岸部の南部、山元町はいちご王国です。穏やかな気候に恵まれたこのエリアには、多くのビニールハウスが立ち並び、たくさんのイチゴ農家が軒を連ねています。山元いちご農園は、そんないちご王国でも最大級の栽培面積を誇る農業法人。総面積は32,000㎡。約23万本のイチゴを栽培しています。できるだけ長い期間イチゴを出荷できるよう、甘みと酸味のバランスが良い「とちおとめ」、形が良く果肉が鮮やかな赤色が特徴の「にこにこベリー」、宮城県生まれの品種ですっきりとした甘みが特徴の「もういっこ」の3品種を栽培しています。イチゴ狩りも人気で、コロナ禍の前は年間6万人が訪れていました。農園に併設されているカフェ「ベリーベリーラボ」内には、オリジナルの加工品がずらり。イチゴジャムやドライイチゴ、クッキーやラスク、ゼリーなど多くの商品を企画・製造・販売してきました。近年は、パウムクーヘンの工場とワイナリーも完成しています。

就労継続支援B型事業所「山元いちご農園れいずホーム」を設立したのは、2020年。現在は12人ほどが登録し、山元いちご農園で働いています。

この農園を復興後のビジネスモデルに

イチゴの生産を軸にどんどん事業を拡大していく岩佐さんですが、B型事業所の設立も、夢のひとつでした。「私たちの仕事は、山元町に根付いて地域とともに成長していくものです。自分の事業だけでなく、常に地域を見ていく必要がある。そういう視点で見たとき、地域には健常者も障がい者も当たり前のように生活していることに気付くでしょう。暮らす場所だけでなく働く先も、地域にきちんと用意しないといけないと、ずっと考えていました。地域と共に生きる。岩佐さんがより強く思うようになったのは、東日本大震災が契機でした。震災前に山元町に125軒あったイチゴ農家は、5軒を残してすべて被災。岩佐さんの農園も、ほぼすべてが津波に襲われました。塩害を受け、更地のようになった農場を見て、岩佐さんが

感じたのは、絶望より「負けてたまるか」という気持ちだったと言います。「私たちの先駆者が長年改良し続けてきた土も、津波のせいで使えなくなり、地植えからハウスでの高設栽培に移行せざるを得なくなりました。それでも、この地でイチゴをつくりたいという気持ちは消えなかった。施設を作り替えるには莫大な資金が必要ですが、とにかく一歩一歩積み重ねて、自分たちの動きがビジネスモデルになるよう、努力したいと思ったんです」。

個性に合わせてさまざまな仕事を提供

イチゴを軸としたビジネスモデル。そのなかには、当初から障がい者雇用が含まれていました。「小学校のころクラスに障がいを持った人がいたんです。級友にからかわれたり、いじめられたりしてたんですが、そういう子を助けたい、守りたいという気持ちは当時からありました。障がいを持った人も同じように生活できたいのにと、いつかは福祉施設を立ち上げたいという気持ちがありました」。



この日の作業はイチゴを出荷するための箱づくりだった



おもいおみのスタイルで作業を進める



摘果作業をする畑のスタッフ



震災後最初に建てた建物。カフェと売店がある



ワイナリーとハウムクーヘンの工場

東日本大震災後、10年かけて事業を積み上げるうちに、障がい者が関わる仕事が増え続けていきました。岩佐さん自身も福祉について勉強するうちに、障がい者のなかにも農業に携わりたいというニーズがあることに気が付きます。「うちの農園はイチゴの生産から六次化まで全部やっているのだから、たくさんの仕事があるんです。イチゴの苗を植えたり、畑の手入れ、ハウスの清掃、六次化製品にラベルを貼ったり、箱を組み立てたり、工場の生産補助もある。事業所に来ている人たちはさまざまな個性があって、仕事も得意な分野とそうでない分野があります。得意不得意や体調などに合わせて、その時々で仕事を提供できるのが、うちの強みだと思っています」。

農業に携わりたい 利用者の受け皿に

B型事業所を立ち上げて2年、少しずつ変化が生まれています。「まずは山元町に『農業に携われる事業所ができた』というのが大きい。うちの利用者さんには、これまでの事業所の作業には馴染めなかつ

たけど、ここでは、という方もいます。障がいがある方にとっても、農業に関わることはプラスに働くようです。確かに、自分たちの育てたイチゴが赤くなって収穫できると、やはりモチベーションがあがりますよね。少しずつ家を出られる時間が長くなっている、という声も聞こえてきました。利用者のなかには、東日本大震災の被災地特有の問題を抱えている方もいるそう。「地震が怖い、海が怖いというトラウマを抱えている人もいます。そういう人でも、やはり、家から出て、社会に関わる場が必要です。そういう受け皿を増やせたという実感があります」。農場のスタッフにも変化がありました。「最初は戸惑っていたようですが、すぐに細かく指導してくれるようになりました。今ではほとんど違和感なく現場に馴染んでいますね」。

利用者を確保するため 地域と綿密に連携

一方で苦心しているのが、安定した人材の確保です。「現在12人ほどの利用者さんが登録してくれていますが、体調など

の問題で、全員が毎日来られるわけではありません。でも、現場は『れいず』の人が来るからと作業をとっておいたりする。安定して何人くらいは来る、という設定ができるように、登録者数を増やす必要があると思っています」。地域の障がい者のニーズを取りこぼさないように、支援学校にアプローチするようになりました。「説明して、実際に農園を見てもらって、理解を深めていただいています。支援学校からは、一般就労としても2人、採用しました」。自立を支援するグループホームの運営も開始しています。「グループホームを利用してもらうと、そこから人材を確保して、というやり方も検討しています」。

福祉人材の雇用に 取り組む仲間を増やしたい

福祉事業をビジネスとして成立させるために、さまざまな布石を打つ岩佐さんですが、それでも「想いがないと、大変です」と笑います。「どんな地域にしたいか、障がい者の人たちにどんなふうに暮らしてもらいたいか、

という想いがないと、やはり運営は大変です。でも、私たち単独だと厳しいことでも、ほかの事業者さんと一緒にやれば、解決できることもあるのではないかと考えています。例えば、50人に1人は障がい者を雇用しなくてはならないという法律があり、それをクリアする手法を考えている企業さんも多くあると聞いています。例えばうちの農園がそういう企業さんと連携して、企業さんから障がいを持っている方を派遣してもらうようなかたちを取れば、組織としてうまく回せるようになる可能性があります。新しいモデルを増やすことができれば、参入できる事業者も増えるでしょう。障がい者の方の自立という出口まで考えて、福祉人材の雇用に取り組める仲間が、どんどん増えたいと思っています」。

山元いちご農園株式会社 会社概要

- 設立: 2011年6月20日
- 住所: 宮城県亶理郡山元町山寺字稲実54番地
TEL: 0223-37-4356 FAX: 0223-29-4958
- 代表者名: 代表取締役 岩佐 隆
- 事業内容: いちご生産事業、いちご加工事業、いちご販売事業、カフェ営業
- Webサイト: <https://www.yamamoto-ichigo.com/>

就労継続支援B型事業所 山元いちご農園れいずホーム 施設概要

- 経営理念
働く意欲を尊重し、一般就労へ向けた知識を身につけられるよう支援する。自立した日常生活を過ごせるよう支援する。人と人との関わり方を学べるよう支援する。
- 業務内容
いちごの生産補助(葉っぱ取り・土の穴あけ・苗置きなど)、畑のお手入れ・ハウス内清掃、いちごの加工(チップ作り、ジャムのシール貼り・袋詰めなど)、ワインのラベル貼り、かき氷のカップのラベル貼り
- 住所: 宮城県亶理郡山元町山寺字稲実54番地

農業と、
福祉と、
地域と。

2

チャレンジ農福連携

CONTENTS 02

- (1) 農福連携のポイント.....p.26
- (2) 農福連携をはじめよう
 - ① 農福連携を行うメリットp.27
 - ② 障がい者のキャリアアップを支援p.28
 - ③ 農福マッチングのステップp.29
 - ・ステップ 1
 - 1) 現地確認.....p.30
 - 2) 作業内容確認.....p.31
 - ・ステップ 2
 - 1) 作業手順確認.....p.32
 - 2) 作業体験.....p.34
 - ・ステップ 3.....p.35
 - ・ステップ 4.....p.36
- (3) 宮城県における農福連携推進体制
 - ① みやぎ農福連携推進ネットワークp.37
 - ② 各種問合せ窓口p.38

(1) 農福連携のポイント

事例集で取り上げる東北地域の先進事例・成功事例から見えてくるポイントは、次の3つと考えられます。

1 農業者、福祉サービス事業所(特に経営者・管理者)双方が、障がい者の「成長」を、何よりも大切にしている

2 いい商品・サービスをつくり、事業が「成長」することが目的、農福連携はその手段と考えている

3 地域や社会の課題を解決し、地域の「成長」を目指している



(2) 農福連携をはじめよう

① 農福連携を行うメリット

農福連携の取組には、様々なメリットがあります。農業者、福祉事業所それぞれにとっての主なメリットは、以下のようになります。

農業者の メリット

1. 除草、収穫、箱詰め、1次加工など、忙しい時期にだけ期間限定でお願いできる。
2. 作業内容に合わせた人員対応により、期限内に作業が終了できる。
3. 事故に対する保険等は福祉事業所でかけているので、手続きが不要。
4. 福祉事業所の若い人たちとの交流により、作業場が明るくなる。

農福連携

福祉事業所の メリット

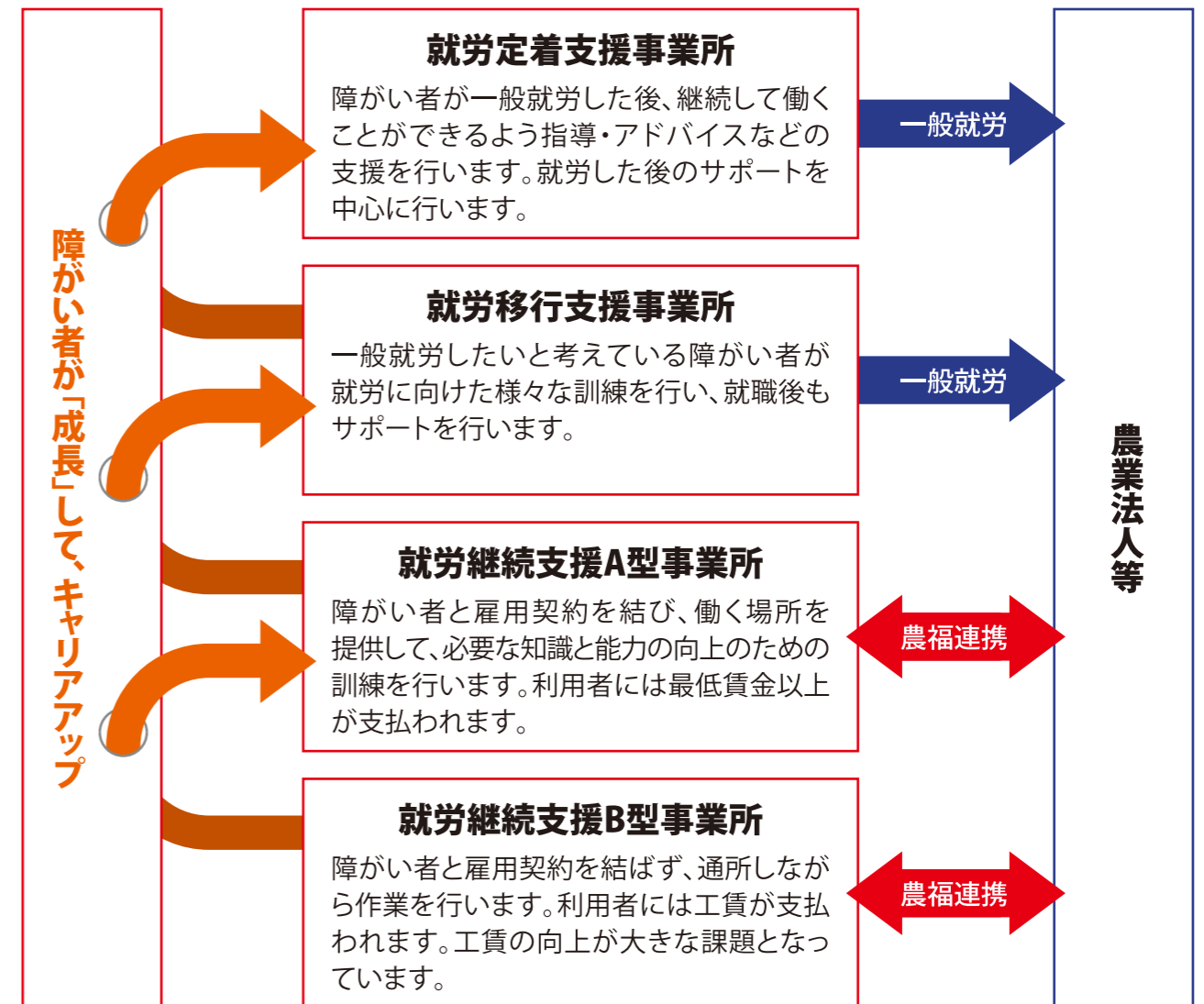
1. 福祉事業所内外での安定した仕事が確保でき、工賃や給与の向上につながる。
2. 農業者から作業の指導を受けることができ、農業・加工等の技術の習得が可能。
(将来の農業経営の準備段階として活用できる)
3. 農作業を行うことにより、身体面・精神面の良い影響が期待できる。
4. 障がい者が地域で作業を行うことにより、地域の一員であることを再認識でき、地域への定着が期待できる。
5. 自主生産ではないため、販路開拓が不要。



② 障がい者のキャリアアップを支援

就労を希望する障がい者が集まるのが、障がい福祉サービス事業所(以下、福祉事業所)です。その種類や活動は多彩ですが、主な事業所の種類と、障がい者に期待されるキャリアアップについて、以下に示します。

農福連携のポイントの第1に挙げる、障がい者の「成長」により、障がい者のキャリアアップを支援することが重要です。



③農福マッチングのステップ

農福マッチングは、以下のように大きく4つのステップからなります。
各ステップにおいて、数回の面談や話し合いが必要になる場合もあります。

ステップ1 現地確認・作業内容確認

作業現場への視察を行い、障がい者が担当する作業内容を確認します。農福相互の意向をすり合わせ、マッチングの可能性を検討します。



ステップ2 作業手順確認・作業体験

具体的にマッチングを進めるため、作業手順を確認します。作業体験等により、作業内容を把握した上で、実施に向けて条件等を調整します。

ステップ3 作業時間と量の測定

あらかじめ、障がい者が複数人により試験的に実際の作業を行い、作業量を計測して平均的な作業量を割り出し、契約額を決定する目安とします。

ステップ4 業務委託契約書の締結

業務委託契約書の締結に向けた最終調整と、初回作業に向けた打合せを行った上で、契約書を締結し、初回作業につなげていきます。



ステップ1 1) 現地確認

現地確認・作業内容確認

福祉事業所の支援員等が農作業の現場を実際に訪問し、現地において作業環境や作業内容を確認します。福祉事業所側で確認する項目が多くなりますが、受け入れをする農業者と福祉事業所の両方で確認等を行い、まずはお互いの状況や情報を共有することが大切です。現地確認におけるチェックポイントと、各チェック項目における留意点は以下になります。

各チェック項目における留意点

No.	項目	農業者	福祉事業所
1	通勤	作業従事者自らが、公共交通機関により通勤する事を想定し、最寄りの駅やバス停を伝える。	作業従事者自らが、公共交通機関により通勤することが可能であるか、最寄りの駅やバス停の時間帯を確認する。
2	送迎	送迎のルートや順番により、実作業時間が異なるため、事前に確認する。	職員が送迎する場合、事業所から作業場所までの距離や所要時間を調べて、実作業時間を算出しておく。
3	作業場所	実作業人数に加え、作業指示を行う職員の人数も考慮して、作業スペースを確保する。特に契約の初期段階は広めの作業スペースを確保する。	屋外の場合は、屋根・壁・扉の有無、屋内の場合は、使用できるスペースを確認し、最大作業人数を想定する。
4	休憩室 トイレ	健常者よりも休憩の頻度は多くなるので、できれば専用の休憩室(スペース)を用意する。作業を屋外の圃場等で行う際は、近隣の公共トイレ等の場所を教える。	作業者が使用できる休憩室(スペース)やトイレの有無を確認し、それがない場合の対応方法も検討する。
5	服装	作業内容に応じて、当日の服装等を事前に伝える。夏季の屋外圃場であれば、帽子、タオル、着替等が必要であり、虫刺され対策として、防虫スプレーや薬、長袖長ズボンが必要な場合は伝える。	作業当日の服装として、指定の有無を確認する。指定がない場合は、暑さ・寒さ対策も考慮した上で、上下の服、靴、帽子、手袋、着替等、どのようなものが良いか確認する。
6	支給物 貸与物	衛生管理等の理由により、専用の帽子、マスク、手袋等を支給・貸与する場合は伝える。	食品加工・製造作業、植物工場内での作業等では、衛生管理が厳格であり、帽子、マスク、手袋等を支給・貸与される場合もあるので確認する。
7	機械や 設備の 操作	機械や設備機器の操作を伴う作業委託は慎重に検討する。また、操作の難易度や危険性、使用頻度や使用時間も伝える。	機械や設備機器の操作を伴う作業があるか確認する。作業がある場合、その操作の難易度や危険性を確認し、使用頻度や使用時間も確認する。
8	使用する 道具	機械や設備機器の操作を伴う作業委託は慎重に検討する。また、操作の難易度や危険性、使用頻度や使用時間も伝える。	農作業では様々な道具を使用するが、どのような道具を使用するか確認する。また、使用する道具を借りる事ができるのか、又は用意する道具はないか確認する。



ステップ 1

現地確認・作業内容確認

2) 作業内容確認

次に、具体に行う作業内容を確認し、双方で、作業に関わる全体を理解する必要があります。農業の作業内容は多岐にわたるため、特に、マッチングが可能か判断するためには、できるだけ詳しく作業内容を調整し確認する必要があります。留意すべき主なポイントは、次の8項目です。

作業内容検討の留意点

No.	項目	農業者	福祉事業所
1	栽培品目	現在栽培している及び今後栽培する予定の農作物を栽培品目ごとにリストアップする。	過去に栽培したことがある又は過去に携わったことがある農作物を栽培品目ごとにリストアップする。
2	共通品目	福祉事業者側と共通の品目を優先的に検討する。	農業者側と共通の品目を優先的に検討する。
3	作業内容	現在行っている農作業及び今後行う予定の農作業を栽培品目ごとにリストアップする。	過去に行ったことがある農作業又は過去に携わったことがある農作業を栽培品目ごとにリストアップする。
4	切り出し	栽培品目ごとのリストから委託したい作業を切り出す。	栽培品目ごとの作業リストから受託したい作業を切り出す。
5	共通作業	福祉事業所側と共通の作業を優先的に検討する。	農業者側と共通の作業を優先的に検討する。
6	作業時期	栽培品目により作業時期は異なるが、できるだけ通年で作業を委託することができるように組み合わせを考慮する。	福祉事業所で農作物を栽培している場合はその農繁期を、施設外就労等により農作業を受託している場合はその繁忙期を考慮する。
7	作業人数	1ユニット(施設職員1名+障がいのある人3~5名)単位で行う事を想定し、作業内容、作業時間、作業量を検討する。	職員の総数、障がいのある人の総数、施設外就労の可能な人数、送迎車両数、送迎ルート、施設外就労の割合等を考慮して作業内容、作業時間、作業量を検討する。
8	作業者の特性	障がいのある人の障がい特性や作業能力を考慮し、作業内容を検討する。	障がいのある人の障がい特性や作業能力を考慮し、人選を行う。



ステップ 2

作業手順確認・作業体験

1) 作業手順確認

ステップ1で検討した作業内容について、具体的な作業手順に沿って確認を行っていきます。主に、次の項目について、農業側・福祉側で検討し、最終的な作業量と作業完了期限から、一日あたりの作業ボリュームを決めていきます。この確認内容が、業務委託契約書の内容につながるようになりますので、十分な確認と協議が必要です。

作業手順の確認で留意すべき主なポイント

No.	項目	農業者	福祉事業所
1	いつ	・希望する作業期間や時期を伝える。 ・希望する1週間の作業日数や作業曜日を伝える。	・作業期間や時期を確認する。 ・1週間の作業日数や作業曜日を確認する。
2	どこで	・集合場所や作業場所、移動手段を伝える。 ・休憩場所の有無や使用上の注意点を伝える。	・集合場所や実際の作業場所、移動手段も確認する。 ・休憩場所の有無や使用上の注意点を確認する。
3	だれが	・作業指示を行う者の氏名や役職を伝える。 ・作業管理を行う職員の氏名を確認する。	・作業指示は誰から受けるのか氏名を確認する。 ・作業管理は誰が行うのか職員の氏名を伝える。
4	なにを	・具体的な作業内容を伝える。 ・具体的な作業手順を伝える。	・具体的な作業内容を確認する。 ・具体的な作業手順を確認する。
5	なぜ	・作業を行う理由や委託する理由を伝える。 ・作業を行う効果や委託する効果を伝える。	・作業を行う理由や委託する理由を確認する。 ・作業を行う効果や委託する効果を確認する。
6	どのように	・作業のルールや手順を伝える。 ・作業の基準や規格を伝える。	・作業のルールや手順を確認する。 ・作業の基準や規格を確認する。
7	どのくらい	・希望する作業時間帯や休憩時間の目安を伝える。 ・希望する作業量(数量・kg・面積等)を伝える。	・作業時間帯や休憩時間の目安を確認する。 ・希望する作業量(数量・kg・面積等)を確認する。

1) 作業手順確認

[具体例]

項目	野菜の収穫作業(例)	除草作業(例)
いつ	<ul style="list-style-type: none"> 作業期間 5月～11月 作業曜日 週5回(月～金) 	<ul style="list-style-type: none"> 作業期間 6月～8月 作業曜日 週3回(月・水・金)
どこで	<ul style="list-style-type: none"> 作業場所 ○○丁目の畑 休憩場所 特になし 	<ul style="list-style-type: none"> 作業場所 本社敷地内の畑 休憩場所 本社の休憩室
だれが	<ul style="list-style-type: none"> 作業指示 農場長の○○氏 作業管理 福祉事業所の職員 	<ul style="list-style-type: none"> 作業指示 専務の○○氏 作業管理 福祉事業所の職員
なにを	<ul style="list-style-type: none"> 作業内容 キャベツの収穫 作業手順 キャベツを箱に入れる 	<ul style="list-style-type: none"> 作業内容 畑の雑草を抜く 作業手順 手作業で行い指定場所へ捨てる
なぜ	<ul style="list-style-type: none"> 作業理由 繁忙期は人員が不足 作業効果 短時間で出荷が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 作業理由 農作物の適正な管理 作業効果 栄養分の集中や害虫対策
どのように	<ul style="list-style-type: none"> 作業規格 大きさ(2L、L、Mなど) 作業基準 2L(6玉) L(8玉) M(10玉) 	<ul style="list-style-type: none"> 作業規格 出来るだけ小さい雑草も抜く 作業基準 1区画ごとに完了報告を行う
どのくらい	<ul style="list-style-type: none"> 作業時間 10時～15時頃(休憩1H) 作業重量 1日に10kg箱が100箱程度 	<ul style="list-style-type: none"> 作業時間 10時～15時頃(休憩1.5H) 作業面積 1日に1反(約1,000㎡)程度

2) 作業体験

次に、作業手順に従って、一度、障がいのある人が作業を体験してください。障がいのある人は実際の作業に従事することにより、適性や力量を図ることができます。また、福祉事業所の支援員等も同時に作業を体験し、適正な作業管理を行う上で必要な作業場の注意すべき点がないかを確認してください。

作業体験において留意すべき主なポイント

No.	項目	農業者	福祉事業所
1	実施時期	福祉事業所の状況に鑑みて、実際に作業を開始したい時期の10日～1か月前には作業体験を実施したい。	作業者の対応性、職員の確保、送迎シフト、施設外就労の届出の有無を考慮し、準備期間を算出する。
2	実施場所	実際の作業を行う場所で実施することが望ましいが、同じ環境の場所であれば特に問題はない。	農業者の指定する場所で実施することになるが、おおよその所要時間や車の駐車場所等を確認する。
3	参加者	作業の説明を行う方は、実際に請負契約が開始した際に作業指示を行う予定の方が望ましいが、同等の知識と経験を有する方であれば問題ない。	作業者は、対応ができそうな方2～3名に加え、職員はできるだけ全員が参加することで作業内容を把握することができる。また、2回に分けて実施することもある。
4	作業内容	どのような作業を行うのか、なぜその作業は必要なのか、できるだけ丁寧に説明を行い理解してもらう。	どのような作業を行うのか、なぜその作業は必要なのか、できるだけ詳しく聞いて納得する。
5	作業手順	どのような手順で行うのか、なぜその手順で行うのか、できるだけ丁寧に説明を行い理解してもらう。	どのような手順で行うのか、なぜその手順で行うのか、できるだけ詳しく聞いて納得する。

ステップ 3

作業時間と量の測定

障がいのある人は、適性や力量等に個人差が大きく、一概に作業量を推し量ることが難しいため、あらかじめ、複数人により試験的に実際の作業を行い、作業量を計測し、平均的な作業量を割り出し、契約額を決定する目安とすることをお勧めしています。
この計測は契約額を決めるための大切なポイントですので、できるだけ集中して取り組めるよう支援員等の指示・指導が重要です。

作業時間測定のポイント

No.	項目	農業者	福祉事業所
1	作業量測定	委託額を出来高で契約する場合、単価を決める目安とするため、パート従業員等の時間当たりの作業量を測定する。	受託額を出来高で契約する場合、障がいのある人の時間当たりの作業量を測定する。工賃等の目安を算出する。
2	契約額の試算例	時給900円のパート従業員が1時間に10個処理。1個当たりの単価は900円÷10個=90円となる。	障がいのある人が1時間に5個処理。作業単価が左記の90円であることから、1時間当たりの工賃の目安は、90円×5個=450円となる。

ステップ 4

業務委託契約書の締結

これまでの検討を踏まえて、業務委託の内容を具体的に決定していきます。事前に取り決める項目の目安となる10項目をお示ししますが、農業者側、福祉事業所側の両者で必要な内容を検討し、必要に応じて追加や削除を行い調整してください。この内容を基礎として、契約書を作成することになります。

契約内容で留意すべき主なポイント

No.	項目	農業者	福祉事業所
1	契約の目的と基本的義務	一般就労に移行できるよう、利用者の就労意欲、工賃の向上及び社会生活スキルの習熟等に努めることとする意義を理解する。	一般就労に移行できるよう、利用者の就労意欲、工賃の向上及び社会生活スキルの習熟等に努めることとする意義を理解していただき共有する。
2	委託業務運営場所	名称や所在地の他、目印などを伝える。	名称や所在地の他、目印などを確認する。
3	委託業務の内容	全体の業務内容に加え、気象状況等により作業内容や時間が変更になる、又は中止になる可能性も示唆する。	全体の業務内容に加え、気象状況等により作業内容や時間が変更になる、又は中止になる際の連絡方法や連絡時間を確認する。
4	作業工賃等	工賃単価が時期・気象状況・農産物の状態等により変動する可能性がある場合は示唆する。	完成した業務の確認方法、使用する書面・押印者等を確認する。
5	業務中の事故等及び損害	事故が発生した場合の緊急対応マニュアルや責任者の緊急連絡先を伝える。	事故が発生した場合の農業者の緊急連絡先や、周辺の労災適用病院等を確認する。
6	機械・設備等の使用及び材料等の供給等	作業場所、休憩場所、機械・設備等を貸す場合の料金を確認し、別途、賃貸借契約を締結する。	作業場所、休憩場所、機械・設備等を借りる場合の料金を確認し、別途、賃貸借契約を締結する。
7	施設外就労の情報等	施設外就労の情報等に変更が生じた場合、速やかに口頭及び書面で通知を受ける。	施設外就労の情報等に変更が生じた場合、速やかに口頭及び書面で通知する。
8	業務の峻別	農業者の従業員は、福祉事業所の作業者と独立して委託業務を実施することを周知徹底する。	福祉事業所の作業者は、農業者の従業員と独立して委託業務を実施することを周知徹底する。
9	途中解約	作業者の障がい特性や作業能力、習熟度を理解し、安易な中途解約は極力避ける努力をする。	契約内容と相違が生じたり、作業者の適性や職員数の状況に変化が生じた場合、止むを得ず解約する可能性がある事を示唆する。
10	定めのない事項等	不測の事態が生じた場合、互いに誠意を持って協議し解決する心構えが重要。	不測の事態が生じた場合、互いに誠意を持って協議し解決する心構えが重要。

(3) 宮城県における農福連携推進体制

① みやぎ農福連携推進ネットワーク

県では、農福連携の取組を推進するため、農福連携に取り組んでいる、又は関心のある農業者、及び福祉関係事業者や各関連団体、自治体等の方々をつなぐ「みやぎ農福連携推進ネットワーク」を設置しています。

ネットワークでは、構成員による情報共有や課題解決の一助となる取組を行っております。また構成員には農福連携に関する情報提供を行うほか、各種イベントや研修会等についても直接ご案内いたします。

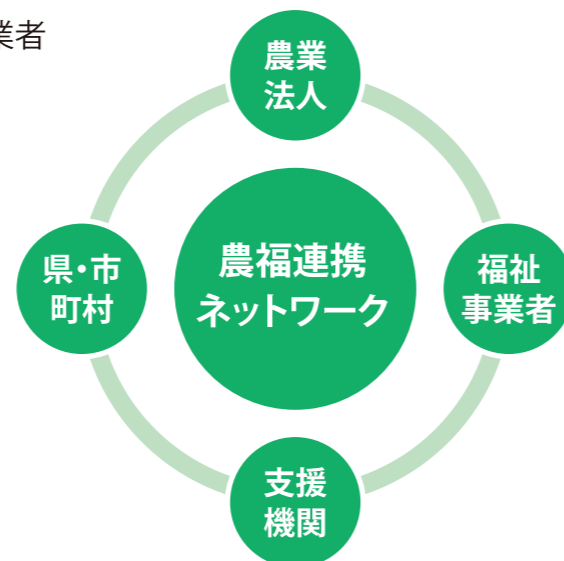
■ ネットワークの取組

- ① 農福連携に係る構成員同士の情報交換・共有（会議・意見交換会の開催等）
- ② 農福連携に係る調査・研究（現地視察会の開催等）
- ③ 農福連携に関する情報収集
- ④ メールによる情報提供 等

■ ネットワークの構成員

農福連携に取り組む事業者のみならず、行政や各種支援団体などを含め、広く構成員とすることとしており、令和5年3月現在140団体（171組織）が加入しています。

- 農福連携に取り組んでいる農業者、及び福祉関係事業者
- 農福連携に関心のある農業者、及び福祉関係事業者
- 農業及び福祉関係の各支援団体
- 各種専門家
- 国・市町村・県関係機関



② 各種問合せ窓口

農福連携に関する県の相談窓口は、以下のとおりです。農福連携にご関心のある方などからのご連絡をお待ちしています。

【全般】		
宮城県農政部 農業振興課 先進的経営体支援班	TEL:022-211-2833	FAX:022-211-2839
宮城県保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援班	TEL:022-211-2541	FAX:022-211-2597
【農福連携関連補助事業等】		
宮城県大河原地方振興事務所 農業振興部 調整指導班	TEL:0224-53-3516	FAX:0224-53-3138
宮城県仙台地方振興事務所 農業振興部 農業振興班	TEL:022-275-9250	FAX:022-275-0296
宮城県北部地方振興事務所 農業振興部 農業振興班	TEL:0229-91-0717	FAX:0229-23-0910
宮城県北部地方振興事務所 栗原地域事務所 農業振興部 地域調整班	TEL:0228-22-2268	FAX:0228-22-6144
宮城県東部地方振興事務所 農業振興部 農業振興班	TEL:0225-95-7809	FAX:0225-95-2999
宮城県東部地方振興事務所 登米地域事務所 農業振興部 地域調整班	TEL:0220-22-3535	FAX:0220-22-7522
宮城県気仙沼地方振興事務所 農業振興部 農業振興班	TEL:0226-24-2534	FAX:0226-22-1606